



国土動第80号
平成27年10月29日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成25年11月18日付国土動第68号)及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」(平成27年4月30日付国土動第13号)において、二度に渡る要請を行っていますが、今般、宅地建物取引業の免許、マンション管理業の登録及び賃貸住宅管理業の登録を受けた事業者に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(消費税転嫁対策特別措置法)に基づき、当該事業者が営む駐車場事業における賃貸借契約において、同法第3条第1号後段(買いたたき)の規定に違反する行為があったとして、同法第6条第1項に基づく勧告が行われました。

特定事業者が特定供給事業者に対して、消費税率の引上げ分を上乗せせずに、消費税率の引上げ前の税込価格と同額に据え置くことを要請する場合には、当該要請行為が買いたたきに該当し、同法に違反することになります。

つきましては、貴団体会員に対し、宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業のみならず、兼業事業を含む事業活動全体における全ての取引において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう見直しを行うとともに、法令違反行為の未然防止・再発防止に努められますよう、消費税転嫁対策特別措置法等のコンプライアンスの徹底について改めて周知を図っていただきますようお願いいたします。